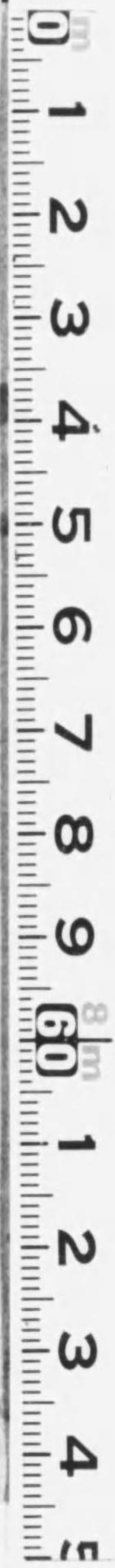


市街地建築物法令集

特255
101



始



持255
101

目次

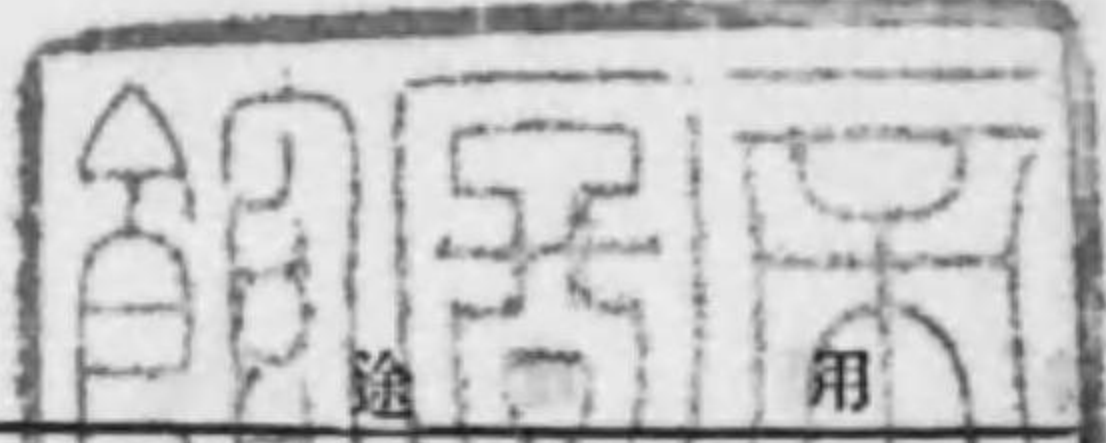
市街地建築物法	一
市街地建築物法施行令	九
市街地建築物法施行規則	二九
市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區規則	八七
市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則	九一
市街地建築物法施行細則(大分縣令改正條項)	九六

市街地建築物法

大正八年四月
法律第三十七號
昭和九年法律
第四十六號一部改正

地	途	用
第一條	主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得	
第二條	建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ	
第三條	建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ	
第四條	工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ	
	主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別ノ地區ヲ指定スルコトヲ得	

○市街地建築物法



市街地建築物法

大正八年四月
法律第三十七號
昭和九年法律
第四十六号一部改正

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別ノ地區ヲ指定スルコトヲ得

○市街地建築物法



○市街地建築物法

二

第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(令一―三)

第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス(用途變更)

第七條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築物ハ其ノ敷地ガ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出シテ建築スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

建築物ノ敷地ノ空地ノ内

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存シムベキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得(令四―一六、規六)

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得(三、七―一七)

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ設クルコトヲ得(規一―八一―三五ノ二)

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得(特殊建築物耐火構造規則)

○市街地建築物法

三

美觀地區

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得(規一四三―一四九)

工事執行

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得(規一四三―一四九)

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却改築修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタル時

建築ニ對スル

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物ガ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スベキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

行政措置

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命ズルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日より三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

(令一七一―一四)

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ貳千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲グル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ掲グル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者

則

其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

前條ニ掲グル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政

官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ

訴訟願

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ主務大臣ノ指定スル市街地トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ指定スルコトヲ得

適用區域

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事

用準

ニ著手セザルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非ザル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得 (令二二五)

外除

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセザル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(令二六―三二、四三ノ二、一四九ノ一)

第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ

道路ハ之ヲ道路ト看做ス

(令三〇、規一、二、一五〇)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

従前ノ第二十三條ノ規定ニ基キ指定セラレタル區域ハ同條ノ改正規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

昭和九年十二月二十二日勅令第三百三十九號

ニ 建築シ得ル建築物

- ホ 塗料ノ吹付
- ヘ 亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白
- ト 骨炭其ノ他動物質炭ノ製造
- チ 羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白
- リ 襪襪、屑綿、屑紙、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白
- ヌ 製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ
- ル 骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ燥乾研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ
- ヲ 鑛物、岩石、土砂、硫黃、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ
- ワ 墨、煖爐灰又ハ煉炭ノ製造
- カ 煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石又ハ坩堝ノ製造
- ヨ 硝子ノ製造又ハ砂吹

ノ 種類

商業地域内ニ建築シ

- タ 動力槌ヲ用フル鍛冶
 - 三 室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫
 - 四 劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場
 - 五 待合又ハ貸座敷
 - 六 倉庫業ヲ營ム倉庫
 - 七 火葬場又ハ産穢物處理場
 - 八 屠場又ハ死畜處理場
 - 九 塵芥又ハ汚物ノ處理場
 - 十 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞

得サル建築物ノ種類

印刷所ヲ除ク

- 二 前條第二號ニ該當スルモノ
- 三 前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ
- 四 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳ノ利便ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ

第三條 建築物左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一号、第二号又ハ第四号ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳衛生上有害ノ若ハ保安上危険ノ虞ナシト認めルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認めルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

印刷所ヲ除ク

- 二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場
 - イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造
 - ロ 塩素酸塩類、過塩素酸鹽類、硝酸塩類、黃磷、赤磷、硫化磷、金

工業

地城内ニ限ラザル建築

屬「カリウム」、金屬「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸「エステル」類、「ニトロセルロース」、「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸塩類、「テレピン」油又ハ石油類ノ製造

- ハ 燐寸ノ製造
- ニ 「セルロイド」ノ製造
- ホ 「ニトロセルロース」製品ノ製造
- ヘ 「ビスコース」製品ノ製造
- ト 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料、塗料「漆ヲ除ク」、印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造
- チ 溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造
- リ 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

○市街地建築物法施行令

ス 溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付
 ル 石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造
 ヲ 壓縮「ガス」又ハ液體ガスノ製造
 ヲ 塩素、「ブロム」、「ヨード」、硫黃、鹽化硫黃、弗化水素酸、塩酸、
 硝酸、硫酸、磷酸、苛性「カリ」、苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、炭
 酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亞硫酸鹽
 類、「チオ」硫酸塩類、砒素化合物、「バリウム」化合物、鉛化合物、銅
 化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、「イヒチオール」
 「ホルマリン」、「ズルホナール」、「グリセリン」、「イヒチオール」
 ホン「酸」「アンモン」、醋酸、石炭酸安息香酸、「タンニン」酸、「アセト
 アニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造
 カ 蛋白質ノ如水分解ニ依ル製品ノ製造
 ヲ 油脂ノ採取又ハ加熱加工
 タ 石鹼、「フアクチル」又ハ「ベークライト」ノ製造

レ 肥料ノ製造
 ソ 製紙
 ツ 製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製
 ネ 「アスファルト」精製
 ナ 「アスファルト」、「コールタール」、「木」タール、石油蒸溜産物又ハ
 其ノ残渣ヲ原料トスル製造
 ラ 「セメント」、「石膏消石灰、生石灰又ハ「カーバイド」ノ製造
 ム 金屬ノ熔融又ハ精煉
 ウ 電氣用「カーボン」ノ製造
 キ 金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋸打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ
 ノ 鐵釘類又ハ鋼球ノ製造
 オ 伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金屬ノ壓延
 三 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險
 ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場

○市街地建築物法施行令

前 三 條 ノ 制 限

- 四 第二号イ、ロ、ハ、ニ及ヲノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 五 前号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第三條ノ二前三條ノ規定又ハ市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ屬スル建築物ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル日ヨリ十五年間ヲ限り行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各号ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築、又ハ用途變更ヲ爲スコトヲ妨グズ
- 一 現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ敷地及之ト一團ヲ成ス土地ヲ超エテ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲サザルコト
- 二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ

關 ス ル 緩 和 規 定

- 建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト
- 三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト
- 四 工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力數ハ現在地ニ建築スル事ヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セザルコト但シ行政官廳土地ノ狀況、事業ノ種類作業方法又ハ建築物ノ構造設備ニ依リ特ニ支障ナシト認めルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セズ若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ營ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト
- 第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ

適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス

高ル依ニ地城

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十米ヲ、住居地域外ニ於テハ三十一米ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

高ル依ニ造構

第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高十三米軒高九米ヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高八米軒高五米ヲ超過スルコトヲ得ズ前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚十厘米以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚十厘米以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモ

義定ノ高軒及高

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セズ

高ル依ニ幅路

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ八米ヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ就テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス

第八條 建築物ノ敷地ガ幅員同ジカラザルニ以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離ガ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以內

○市街地建築物法施行令

二〇

二以上ノ路幅ニ依ル高

ニシテ且二十五米以内ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前
條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス
前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其ノ幅員同ジカラザ
ルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ
有スルモノト看做ス

第九條 道路境界線ガ建築線ト一致セザル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道
路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト
看做ス

第十條 建築物ノ敷地左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラ
ズ行政官廳別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ

二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ

特種敷地

○市街地建築物法施行令

内ノ高

最低ノ
限度

上ノ突出
物外ノ除

高ノ用
途ノ除
建築
物

三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ
四 高低ノ差著シキ二以上ノ道路ヲ接スルトキ
五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認ムルトキハ區域ヲ指
定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ高ノ最低限度又ハ最高限度ヲ定ムルコ
トヲ得

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スル
モノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セズ

裝飾塔、物見塔、屋簷、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政
官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セザルコトヲ得(規六)

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、起重機、水槽、氣槽、
無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ已ム
ヲ得ズト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セズ

本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモ

○市街地建築物法施行令

二一

ノニ付之ヲ適用セズ

地ニ地
空依城

第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ對シ住居地域内ニ於テハ十分ノ六、商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

空
和ノ規

第十四條ノ二 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認ムルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ敷地内ニ存セシムベキ空地ノ最小限度ヲ定ムルコトヲ得

都計
區及ノ
内及ノ
空高
地及ノ

第十四條ノ三 都市計畫區域内ニ於テ第十一條ノ規定ニ依リ建築物ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定ムル場合又ハ前條ノ規定ニ依リ建築物ノ敷地内ニ存セシムベキ空地ノ最小限度ヲ定ムル場合ニ於テハ行政官廳ハ之ヲ都市計畫委員會ノ議ニ付スベシ

要建

第十五條 本令ニ於テ建築物ノ水平断面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルベキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其

面積ノ測
法算測ノ

ノ外壁ノ高地盤面上二米以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サズ軒庇、枯出縁ノ類ガ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト一米ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ一米ヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス

敷地
義ノ定

第十四條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

敷地
限ノ城

第十六條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

第十六條ノ二 建築物ノ敷地ガ二以上ノ地域、地區又ハ第十四條ノ二ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ニ跨ル場合ニ於テ第一條乃至第三條、第十四條又ハ第十四條ノ二ノ規定ノ適用ニ關シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル但シ特別ノ事山アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スベキ場合ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

- 第二十四條 補償審會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至第三十一條、
- 第三十七條、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第四十二條乃至第
- 四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス第二十
- 二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ亘ル建築物ニ關シテハ關係補償審會
- 合同シテ會議ヲ開クベシ
- 第二十五條 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築
- 工事ニ著手セザルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス
- 第二十六條 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セザルモ
- 設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條
- 第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命ズル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建
- 築ヲ許可スルコトヲ得
- 第二十六條ノ二 建築物ノ敷地ヲ造成スル爲ニスル擁壁ニ對シテハ市街地
- 建築物法第九條、第十二條、第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規
- 定ヲ準用ス

- 社寺及記念物
- 第二十七條 市街地建築物法ハ古社寺保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法
- ノ適用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セズ
- 第二十八條 左ノ各号ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認
- ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ
- 適用セザルコトヲ得
- 一 鳥居、形像、記念門、記念塔ノ類
- 二 交通信号塔、公共便所ノ類
- 三 陸橋ノ類
- 四 地下停車場ノ類
- 五 高架工作物内ニ設クル倉庫、店舗ノ類
- 假設建築物
- 第二十九條 博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代、棧橋其ノ他ノ假
- 設建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物
- 法第二條乃至第六條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
- 計畫
- 第二十九條ノ二 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ於テ

道路
内建
築物

行政官廳支障ナシト認ムルトキハ同法第八條、第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ存續期限ヲ存ジ假設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

計畫
ア
道路

第三十條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

指定
ニ
於
ケル
一
ク
除
外

第三十一條 第四條乃至第十四條ノ三ノ規定ハ市街地建築物法適用區域ニシテ内務大臣ノ指定スルモノニ之ヲ適用ス

附 則
本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス (別項四行省略)

市街地建築物法施行令
第一條 本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス (別項四行省略)
第二條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第三條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第四條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第五條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第六條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第七條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第八條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第九條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十一條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十二條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十三條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十四條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十五條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十六條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十七條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十八條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第十九條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第二十條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

市街地建築物法施行規則

(大正九年十一月九日) (昭和七年一月十二日)
(内務省令第三十七號) (内務省令第一號一部改正)
(外六回ノ改正ヲ經テ)

第一章 通 則

第一條 本則ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル (取一―七)

- 一 居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ玄關、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、納戸、暗室ノ類ハ居室ト看做サズ
- 二 地階トハ其ノ床面地盤面下ニ在ル階ヲ謂フ但シ天井高ノ三分ノ二以上ガ地盤面上ニ在ル階ハ之ヲ第一階ト看做ス
- 三 屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ但シ地方長官其ノ構造用途床面積其他ノ狀況普通階ト大差ナシト認ムルモノヲ除ク
- 四 床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ

明 説

明説ノ材料

構

- 五 階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其ノ天井高ヲ謂フ
- 六 天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ
一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除シタルモノヲ謂フ
- 七 外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁體ヲ謂フ
- 八 間壁トハ建築物ノ内部ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ
- 九 削除
- 十 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、石綿盤、瓦、金屬、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰ノ類ヲ謂フ
- 十一 耐水材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類ヲ謂フ
- 十二 石造トハ石造、人造石及「コンクリート」造ヲ謂フ
- 十三 壁體ノ耐火構造トハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

義 定 ノ 造

- イ 厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造
- ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造
- ハ 厚一尺以上ノ孔煉瓦造、厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ホロブロック造、厚五寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ブロック造ノ類ニシテ地方長官本号イ又ハロニ規定スル壁體ト同等以上ノ耐火的効力アリト認ムルモノ
- 十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵筋「コンクリート」造
 - ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
 - ハ 煉瓦造又ハ石造
 - ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類
 - ホ 鐵骨ヲ有シ「メタルラス、コンクリート」、網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十五 柱ノ耐火構造トハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

火 防

- イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造
- ロ 鐵筋「コンクリート」造
- ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有効ナル被覆ヲ爲シタルモノ
- ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十六 階段ノ耐火構造トハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
 - ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋コンクリート造、煉瓦造又ハ石造
 - ハ 鐵造（準耐火構造トハ規一二七）
- 十七 防火戸ハ甲種防火戸及乙種防火戸ノ二種トス
 - 甲種防火戸トハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一、五ミリメートル以上ノモノ
 - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三、五センチメートル以上ノモノ
 - ハ 厚十五センチメートル以上ノ土藏扉

戸

- ニ 其ノ他地方長官前各号ニ準ズト認ムルモノ
- 乙種防火戸トハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
 - イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一、五ミリメートル未満ノモノ
 - ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三、五センチメートル未満ノモノ
 - ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚三センチメートル以上ノ「モルタル」、漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ
- ニ 其ノ他地方長官前各号ニ準ズト認ムルモノ
- 十八 削除
- 十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ
- 義一 廿 大變更トハ壁體、柱、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ
- 階數 二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ
- 疑義 第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算法、呼稱等ニ付

ノ決
定
有効
保持

第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ
關スル構造設備ハ常ニ有効ニ保持スベシ

建築物
敷地ノ

第二章 建築物ノ敷地及高

第四條 建築物ノ敷地ハ長二メートル以上道路敷地ニ接セシムベシ
トキハ地方長官ハ土地ノ情態、建築物ノ用途其ノ他狀況ニ依リ必要アリト認ム
ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

出突ノ上屋

第五條 削除

第六條 木裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ
付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第九條ノ適用ニ關シ其ノ部分ノ
高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セズ但シ其ノ算入セザ
ル部分ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ
昇降機塔ニ付テハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ五分ノ一ヲ九メートル
ル迄増加スルコトヲ得

第三章 建築物ノ構造設備

第一節 一般構造設備

敷地
敷地

第七條 建築物ノ敷地ハ其ノ接スル道路境界ニ於ケル路面ヨリ高カラシメ
建築物ノ床下ノ地盤面ハ周圍ノ地盤面ヨリ高カラシムベシ但シ建築物ノ
用途又ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官本條ノ規定ニ依リ難シト認メ又ハ必
要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

不良
地盤
ノ高

第八條 建築物ノ敷地濕潤ナルトキ、出水汎濫ノ虞アルモノナルトキ又ハ
塵芥ノ類ヲ以テ埋立テラレタルモノナルトキハ地方長官ハ地盤面ノ地揚
高、建築物ノ床高又ハ地盤ノ改良等ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分
ヲ爲スコトヲ得

排水

第九條 建築物ノ敷地ニハ其ノ敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排泄又ハ處理
スベキ適當ナル設備ヲ爲スベシ

下水
溝

第十條 下水溝、下水管、溜樹ノ類ハ耐水材料又ハ當該官吏又ハ吏員ノ承認
スル材料ヲ以テ構造スベシ

汚物溜
第十一條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ニ對シ汚物溜ヲ設ケムトスルト
キハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

汚物溜
第十二條 汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ適當ナル防水裝置ヲ施且覆蓋ヲ設クヘシ
便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ハ地方長官ノ指定スル下水道ニ
非サレバ之ニ放流スヘカラス但シ地方長官ノ承認スル汚物處理槽ヲ設クル
トキハ此ノ限リニ在ラズ

汚物溜
第十三條 前項ノ下水道ノ設備アル地區ニシテ地方長官特ニ指定スル區域内ニ在リ
テハ便所ハ汲取便所ト爲スヘカラス

汲取便所
第十四條 汲取便所ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ
一 糞尿溜、尿樋、糞尿壺及其ノ上口周圍ハ不透透質ノ材料ヲ以テ造ル事
二 床下ニ於テハ耐水材料ヲ以テ他ノ部分ト遮斷スルコト
三 汲取口ハ密閉シ得ル裝置ヲ爲シ地盤面ヨリ十センチメートル以上高
カラシメ且之ヲ直接道路ニ面セシメザルコト

井戸
第十五條 井戸ト汲取便所及汚物溜トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムベシ但
シ地方長官其ノ構造設備又ハ土地ノ狀況ニ依リ衛生上支障ナシト認メタ
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

壁體下部ノ水耐
第十六條 地方長官ハ井戸、汲取便所又ハ汚物溜ノ位置、構造、設備等ニ關シ前三
條及前項ノ外必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命ズルコトヲ得

居室ノ床
第十七條 建築物ノ壁體ニシテ直接土壤ニ接觸スル部分ハ耐水材料ヲ以テ
構造スベシ但シ門、障扉其ノ他輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラズ

居室ノ床
第十八條 居室ノ床地盤面下ニ在ル建築物ニ在リテハ最下階ノ居室ノ床又
ハ其ノ床下ハ耐水材料ヲ以テ構成シ其ノ壁體及床下ニハ適當ナル防濕方
法ヲ施スベシ

居室ノ床
第十九條 居室ノ床高ハ一尺五寸以上トナスベシ但シ床又ハ床下ニ「コン
クリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

居室ノ床
第二十條 居室ノ天井高ハ七尺以上トナスベシ

居室ノ採光 採光ノ面測算

ニ代ルベキ採光面ヲ有スベシ
 前項ノ採光面巾三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其ノ採光面積ノ二分ノ一
 ヲ有効面積ト看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サズ
 第一項ノ採光面積ハ左ノ各號ニ該當スル部分ニ限り有効ナルモノト看做
 ス但シ道路、公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
 一 其ノ部分ヨリ直上屋根面（直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ）
 ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ
 二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ
 四倍ヲ超過セザルコト
 二 其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内
 ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住
 居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セザルコト但シ其ノ部分ヲ含
 ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高ガ住居地域内ニ於テハ對向
 壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及

天窓

窓高

室ノ通共

換氣

商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 軒、庇其ノ他著シク採光ヲ妨グルモノアリト認め又ハ衛生上特別ノ必
 要アリト認めムルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ増加其ノ他
 適當ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
 第一項ノ適用ニ於テ天窓ハ地方長官ノ認定ニ依リ其ノ面積ヲ三倍迄ニ
 換算スルコトヲ得
 第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルベキ採光面ノ部分ハ其ノ上端
 ヲ床面上五尺七寸以上ト爲スベシ
 隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切りタル二室ハ本條ノ適用ニ關
 シ之ヲ一室ト看做ス
 第二十條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當
 スル面積ヲ開放シ得ベカラシムベシ但シ之ニ代ルベキ適當ノ換氣裝置ア
 ルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 前條第四項、第六項及第七項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス

- 特殊居室
浴室
便所
採光ノ設備
防疫措置
扉
建築線
- 第二十一條 特殊ノ用途ニ充ツル居室ニシテ己ムヲ得ザルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第十七條第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
- 第二十二條 浴室及便所ニハ採光換氣ノ爲直接外氣ニ面シ適當ナル窓ヲ設ケ又ハ之ニ代ルベキ設備ヲ爲スベシ
- 第二十三條 地方長官ハ建築物ニ對シ防疫上必要ナル防鼠其ノ他ノ設備ヲ命ズルコトヲ得
- 第二十四條 出入口及窓ノ扉ハ路面上三メートル以上ニ在ルモノヲ除クノ外開閉ノ際ト雖建築線ヨリ突出セザル構造ト爲スベシ
- 第二十五條 階段ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ專ラ特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 階段及踊場ノ幅ハ内法七十五センチメートル以上ト爲スコト
- 二 蹴上二十三センチメートル以上踏面十五センチメートル以上ト爲スコト
- 但シ多人數ノ使用ニ供スルモノハ蹴上十八センチメートル以下踏面二

- ノ
構
造
- 十六センチメートル以上ト爲スコト
- 三 高四、五メートルヲ超ユルモノニ在リテハ高四、五メートル以内毎ニ踊場ヲ設クルコト
- 階段ノ用途又ハ構造ニ依リ危険ナリト認ムルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ拘ラズ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第二十六條 地方長官保安上必要ト認ムルトキハ階段ノ設置ヲ命シ又ハ其ノ配置若ハ設備ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非ザルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スベシ但シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棧瓦ノ類ヲ使用シ又ハ瓦ヲ野地ニ緊結スベシ神社建築物ノ屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
- 地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ區域ヲ指定シ第

一項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第二十八條 地方長官ハ物干、物見臺等屋上工作物ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

二十九條 建築面積二百坪以上ノ建築物ニハ建築面積二百坪以内毎ニ防火壁ヲ設クベシ但シ外壁、床、屋根、柱及階段耐火構造ナルトキ若ハ壁體、床、屋根、天井、小屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラレタルモノナルトキ又ハ地方長官其ノ用途ニ依リ己ムヲ得ズト認ムルトキ若ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二十九條ノ二 地方長官ハ建築物ノ配置、構造又ハ用途ニ依リ危險ナリト認ムルモノニ付防火壁ノ設置其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 前二條ノ防火壁ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ

- 一 耐火構造ト爲スコト
- 二 兩端ハ外壁ニ達スルコト但シ木造建築物ニ在リテハ之ニ近接スル木

火 壁

部ヨリ一尺以上屋外ニ突出セシムルコト

三 上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ一尺五寸以上屋上ニ突出セシムルコト但シ耐火構造ノ屋根ニ在リテハ屋上ニ突出セシメザルコトヲ得

四 各開口ノ幅及高ハ九尺以下ニシテ甲種防火戸ノ設備ヲ有スルコト但シ特種ノ用途ニ充ツル建築物ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ幅及高ヲ十二尺迄ト爲スコトヲ得

五 凹壁溝ヲ設クル場合ト雖モ其ノ部分ノ壁厚ハ煉瓦造及石造ニ在リテハ七寸以上、鐵筋コンクリート、造ニ在リテハ三寸五分以上ト爲ス事
第三十一條 防火壁アル建築物ニ於テ屋窓、裝飾塔等ノ屋上突出部木部ニシテ延焼ノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ構造ニ對シ防火上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 木造又ハ木骨造建築物ノ防火壁ハ鐵筋コンクリート造又ハ鐵骨造ト爲スベシ

第三十三條 壁附煖爐ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ

○市街地建築物法施行規則

四四

壁 付 煖 爐

木造建築物ノ壁付煖爐ノ煙突

- 一 爐胸ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建物ニ在リテハ上部ヲ積出シト爲サザルコト
- 二 薪炭ヲ使用スル壁付煖爐ニ在リテハ焚口下及其ノ前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其ノ他ノ壁付煖爐ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其ノ下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取付ケサルコト
- 三 壁付煖爐ノ煙突ニシテ屋内ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」、石、煉瓦ノ類ヲ以テ構造シ外壁ノ厚ハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上其ノ他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメント、モルタルヲ」以テ塗ルコト
- 四、煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其ノ屈曲部ニ掃除口ヲ設クル事
- 第三十四條 木造又ハ木骨造建物ノ壁付煖爐ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スベシ
- 第三十五條 煖爐、竈、風呂竈ノ類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其ノ最短部ニ於テ二尺以上ト爲スベシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲サザル限リ

出

煙突ト軒

金屬屬煙突

煙突ノ措置

煙突ノ高さ

煤煙

○市街地建築物法施行規則

四五

- 三 三尺以上ト爲スベカラズ
- 第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムベシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同ジ
- 第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セザル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スベシ
- 第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スベシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ホス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
- 第四十條 汽罐、營業用風呂竈其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ附屬スル煙突ノ高及口徑ニ付テハ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ地方長官之ヲ定ム
- 第四十條ノ二 地方長官ハ汽罐其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ對シ其

防止

ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ煤煙ヲ發散セザル裝置ノ設備ヲ命ズルコトヲ得

焚燒場灰捨

第四十一條 汽罐、風呂竈ノ類ノ焚燒場及灰捨場ニ對シ地方長官防火上必要ナル構造設備ヲ命ズルコトヲ得

特別場所

第四十一條ノ二 市街地建築物法施行令第三條第二号ロ又ハニノ物品ノ陳列場又ハ藏置場ニ對シテハ地方長官其ノ配置、構造及設備ニ付防火上

命合

要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

避雷設備

第四十二條 高六十五尺ヲ超過スル建築物ニハ適當ナル避雷設備ヲ爲スヘシ但シ地方長官土地ノ狀況又ハ建築物ノ種類ニ依リ必要ナシト認ムルト

高建築物イ

キハ此ノ限ニ在ラズ

火ノ耐物イ

第四十三條 高六十五尺又ハ軒高五十尺ヲ超過スル建物ハ其ノ壁體、床、柱屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造ト爲スベシ但シ壁體、床、屋根、天井小屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構造セラレタルモノニシテ地方長官支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

構造設備ニ對スル知事ノ特別制限假設緩和

第四十三條ノ二 地方長官ハ建築物ノ一般構造設備ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第一節 構造強度

セメント鋼材

第四十四條 構造用「コンクリート」及「モルタル」ノ原料ト爲スヘキ「セメント」ハ商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ規定ニ依リ合格シタルモノナルコトヲ要ス

基礎用木材

第四十五條 建築物ノ基礎ニ使用スル木材ハ常水面下ニ在ルコトヲ要ス但シ規模小ナル建築物又ハ短期間使用ノ建築物ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

木防材

第四十六條 主要ナル構造用木材ニシテ石、煉瓦、「コンクリート」、土ノ類ニ積込ム部分又ハ之ニ接スル部分ニハ防腐方法ヲ施スベシ但シ木造建築物ノ真壁ニ接スル木部ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

知事ノ權限

第四十七條 地方長官ハ建築物ノ構造強度ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二 木構造及木骨構造

繼手

第四十八條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ繼手及仕口ニシテ主要ナルモノハ「ボールド」締其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊著スベシ

主要柱

第四十九條 建物ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スベカラズ但シ適當ナル防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

柱ノ脚部

第五十條 掘立ニ非ザル柱ノ下部ニハ土臺又ハ脚固ヲ使用スベシ但シ柱ヲ其ノ基礎ニ緊著シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

腰

第五十一條 石、煉瓦其ノ他ノ腰積ヲ有スル建物ハ之ヲ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ腰積ニ緊結スベシ

積

石、煉瓦、「コンクリート」ノ類ノ束ヲ以テ前項ノ腰積ニ代フルモノハ其ノ構造ニ付特ニ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

燧材

第五十二條 建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ燧材ヲ使用スベシ

柱ノ小徑

第五十三條 柱ノ小徑ハ土臺、脚固、胴差、梁、桁其ノ他ノ主要橫架材間ノ距離ニ對シ三階建ノ第三階、二階建ノ第二階又ハ平家建ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ、三階建ノ第二階又ハ二階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十分ノ一ヲ三階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十二分ノ一ヲ下ルベカラズ但シ底ノ支柱其ノ他輕微ナル荷重ヲ承クルモノハ此ノ限ニ在ラズ屋根ヲ金屬板、石盤又ハ石綿盤ノ類ヲ以テ葺スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ三十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ三十分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十五分ノ一ト爲スコトヲ得

木骨石造、木骨煉瓦造及土臺造ニ在リテハ第一項ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ二十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ二十二分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十分ノ一トス

柱ノ補強
第五十四條 柱ニシテ其ノ必要ナル斷面積ノ三分ノ一以上ヲ缺取ル場合ニハ其ノ部分ヲ補強スヘシ

筋違方杖
第五十五條 建物ニハ適當ニ筋違又ハ方杖ヲ設クベシ

第五十六條 削除

緩和
第五十七條 建築物ノ敷地ノ地盤堅牢ナルトキ又ハ規模小ナル建築物ニハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第五十條及第五十二條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三 石構造、煉瓦構造及「コンクリート」構造

積組
第五十八條 石、煉瓦其ノ他之ニ類スル材料ヲ以テ築造スル建築物ノ部分ハ「セメント」入「モルタル」ヲ用キテ組積スヘシ但シ高三尺以下ノ墻壁其ノ他構造ノ輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラズ

壁體
第五十九條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキ下階ノ壁厚ハ其ノ上階ノ壁厚ヨリ小ナルベカラズ

第六十條 石造又ハ煉瓦造壁體ノ壁厚ハ之ヲ一尺未滿ト爲スベカラズ

長壁
第六十一條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁長三十尺ヲ超過スベカラズ

壁厚特ニ大ナルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラザル事ヲ得壁長ハ其ノ壁體ニ接著スル對隣壁ノ接著部分ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ル地方長官適當ト認ムル補強方法ヲ施シタル控壁ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ對隣壁ト看做ス

壁高ハ其ノ壁體ノ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

壁頂補強
第六十二條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁頂ニ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ設クベシ

第六十三條 建物ノ外壁煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 長十八尺以下ノモノニ在リテハ一尺以上ト爲スコト

二 長十八尺ヲ超過シ卅尺以下ノモノニ在リテハ一尺三寸以上ト爲ス事

第六十四條 煉瓦造間壁ノ厚ハ前條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

第六十五條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ或ル階ニ於ケル出入口、窓其ノ他

ノ開口ノ幅ノ總和ガ壁長ノ二分ノ一ヲ超過スルトキハ其ノ壁厚ハ前二條ノ厚ニ三寸ヲ加フベシ但シ其ノ壁體ニ幅三尺以上ノ柱形（控壁ヲ含ム以下同シ）ヲ有スル場合ニ於テ其ノ柱形間及之ト對隣壁トノ中心距離十五尺以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條 建物ノ壁體煉瓦造ニシテ左記各号ノ一ニ該當スル場合ニハ各階ノ壁厚ハ第六十三條及第六十四條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

一 其ノ階ノ床及其ノ階直上階ノ床又ハ屋根鐵筋「コンクリート」造ナルトキ

二 地方長官適當ト認ムル控壁、鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁其ノ他ノ補強方法アルトキ

第六十七條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ壁厚ハ第六十三條乃至第六十六條ノ規定ニ拘ハラズ其ノ階高ノ十五分ノ一未滿ト爲スベカラズ

第六十八條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ階高ノ四分ノ三以上ノ高ヲ通シテ壁體ニ豎壁溝ヲ設クル場合ニハ其ノ壁溝部ノ壁厚ハ第六十條、第

壁 瓦

六十三條乃至第六十七條ノ厚ノ三分ノ二未滿ト爲スベカラズ

横壁溝ハ深三寸長九尺ヲ超過スベカラズ

第六十九條 煉瓦造壁體ニ於ケル出入口及窓相互間ノ直上垂直距離ハ二尺

以上ト爲スベシ但シ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ以テ適當ナル補

強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條 煉瓦造二重壁ニ於テハ其ノ一方ノ壁ハ第五十九條乃至第六十九條ノ規定ニ依ルベシ

コンクリート壁厚

第七十一條 建物ノ壁體「コンクリート」造ナルトキハ第六十三條乃至第七十條ノ適用ニ關シ之ヲ煉瓦造ト看做ス

石造壁厚

第七十二條 建物ノ壁體「コンクリート」造以外ノ石造ナルトキ其ノ厚ハ第六十三條乃至第六十五條及第六十七條ノ厚ニ其ノ十分ノ二ヲ加フベシ

貼石瓦

第六十六條及第六十八條乃至第七十條ノ規定ハ之ヲ前項ノ壁體ニ準用ス

壁

「リート」等ノ帳壁ニハ第五十九條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セズ

間壁

第七十五條 高十二尺未満ノ間壁其他ノ構造上輕微ナル壁體ニ對シテハ第六十條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セズ

小壁

第七十六條 石造又ハ煉瓦造ノ墻壁ハ特殊ノ補強方法ヲ施シタル場合ノ外左ノ規定ニ依ルベシ

壁

一 壁厚ハ其ノ部分ヨリ壁頂迄ノ垂直距離ノ十分ノ一以上ト爲スコト
二 削除
三 長二間未滿毎ニ適當ナル控壁ヲ設クルコト但シ其ノ壁厚第一號ノ規定ノ最小限ノ一倍半以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

異種壁體

第七十七條 同一建築物ノ壁體二種以上ノ構造ヨリ成ルトキハ其ノ壁長及壁厚ニ付テハ地方長官之ヲ定ム

切妻扶壁

第七十八條 切妻壁體又ハ高三尺ヲ超過スル扶欄若ハ扶壁ハ石造又ハ煉瓦造ト爲スベカラズ但シ切妻壁體ニシテ其ノ頂部ヲ鐵筋「コンクリート」造

迫持

「屋根ニ緊結シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」
第七十九條 張間五尺以上ノ開口上ニ架スル石造又ハ煉瓦造ノ迫持ハ其ノ迫高ヲ張間ノ十分ノ一以上ト爲スベシ但シ適當ナル補強ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

突出部

第八十條 壁體ノ隅角、蛇腹、窓、出入口脇其ノ他之ニ類スル部分ニ使用スル石、人造石ノ類ハ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ其ノ接スル壁體ノ部分ニ緊結スベシ

枯出類ノ補強

第八十一條 石造又ハ煉瓦造ノ枯出窓、枯出縁等ニ在リテハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スベシ

第四

鐵構造及鐵骨構造

第八十二條 削除

第八十三條 建物ノ構造ニ使用スル鋼又ハ鍊鐵ノ主要ナル構材ノ接合ニハ地方長官己ムヲ得ズト認ムル場合又ハ支障ナシト認ムル場合ノ外「リベット」ヲ使用スベシ

合接

接合用「リベット」又ハ「ボルト」ノ中心距離ハ其ノ直徑ノ二倍半未滿ト

其ノ中心ト材端トノ距離ハ其ノ直徑ノ一倍半未滿ト爲スベカラズ

第八十四條 建物ノ構造ニ使用スル鐵柱ハ其ノ斷面ノ最小二次率半徑ヲ其

ノ主要ナル支點間距離ニ對シ鋼又ハ鍊鐵ニ在リテハ百五十分ノ一以上ト

鑄鐵ニ在リテハ七十五分ノ一以上ト爲スベシ

柱以外ノ應壓鋼材又ハ應壓鍊鐵材ニ在リテハ前項ノ百五十分ノ一ヲ二百

分ノ一トス

第八十五條 鋼柱又ハ鍊鐵柱ノ接合ニハ其ノ小ナル柱ト同等以上ノ強ヲ有

鐵柱
接合

スル添飯ヲ用キ柱ノ全應力ヲ傳フルニ足ルヘキ數ノ「リベット」ヲ使用ス

ベシ

柱ノ
脚部

第八十六條 鐵筋造建物ニ於ケル主要ナル柱ハ之ヲ基礎ニ緊結スベシ

第八十六條ノ二 鐵骨造建物ニ在リテハ梁其ノ他ノ橫架材ト柱トノ接合ニ

接合
補強

ハ適當ナル方杖、腰板ノ類ヲ使用シ之ヲ緊結スベシ但シ筋違又ハ鐵筋「コ

ンクリート」ノ壁體ヲ設ケタル部分ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

補強
體

第八十六條ノ三 鐵骨造建物ニハ適當ニ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁

體ヲ設クベシ

第八十七條 鐵骨造建物ノ帳壁ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 鐵骨ニ緊結スルコト

二 「ホロタイル」ノ類ヲ使用セザルコト但シ間壁ニシテ適當ナル補強ヲ

施シタル場合又ハ堅牢ナル壁體ノ表積若ハ裏積トシテ適當ニ之ニ連結

シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五 鐵筋「コンクリート」構造

第八十八條 鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル「コンクリート」ハ左ノ規

定ニ依ルベシ但シ其ノ用途ニ依リ己ムヲ得ズ且構造上支障ナキモノニ在

リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第三号ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

一 砂、砂利又ハ碎石ハ泥土、塩分、有機物等ヲ含マザルモノナルコト

二 砂利又ハ碎石ハ硬質ニシテ二センチメートル二分ノ一目篩ヲ通過シ

且鐵筋相互間及鐵筋ト假構トノ間ヲ自由ニ通過スルモノナルコト

コンクリート材

質

三 煉瓦屑、石炭燼ノ類ハ之ヲ使用セザルコト

加工

四 軟度ハ均質ナル「コンクリート」ヲ得ルニ適當ナルモノナルコト

主筋

第八十九條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テハ鐵筋ノ兩端ヲ他ノ構造部ニ緊結スルカ又ハ之ヲ曲ゲテ適當ニ「コンクリート」中ニ碇著スベシ

第九十條 削除

梁鐵筋

第九十條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ主要ナル梁ニハ全張間ニ涉リ復筋及繫筋ヲ配置スベシ

第九十一條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ

造構ノ柱筋鐵

一 主筋ハ四本以上タルコト

二 繫筋ノ中心距離ハ一尺以下トシ且主筋直徑ノ十五倍ヲ超過セザル事

三 柱ノ小徑ハ其ノ主要支點間距離ノ十五分ノ一以上ナルコト

四 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有効斷面積ニ對シ八十分ノ

強補

「一以上ナル事但地方長官構造強度上支障ナシト認ムル場合ハ此限ニ在ラズ
第九十一條ノ二 第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ之ヲ鐵筋「コンクリート」造建物ニ準用ス

厚覆被

第九十二條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ主筋ニ對スル「コンクリート」ノ被覆厚ハ版ニ在リテハ二種未滿ト、梁及柱ニ在リテハ三種未滿ト、基礎ニ在リテハ五種未滿ト爲スベカラズ

去除構假

第九十三條 鐵筋「コンクリート」ノ床、屋根其ノ他ノ橫架材ノ上ニ假構ヲ設クルトキハ其ノ假構ヲ除去スルニ先チ其ノ下階ノ主要假構ヲ除去スベカラズ但シ「コンクリート」施工後二月ヲ經過セルモノ又ハ特ニ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケタルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

壁牆小

第九十四條 高十二尺未滿ノ牆壁其ノ他建築上輕微ナルモノニ在リテハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第八十八條乃至第九十二條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第六 獨立煙突

煙突ノ高さ

第九十五條 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セザル構造ト爲スベシ但シ假設的ノ煙突ニシテ地方長官支障ナシト認メ存續期間ヲ附シ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ非ザル煙突ニシテ高三十尺ヲ超過スルモノニ在リテハ鐵材ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スベシ

第九十六條 削除

第九十七條 煙突ノ構造上必要ナル支線ト地盤トノ接著ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控杭若ハ適當ナル防腐方法ヲ施シタル木杭ニ緊著スベシ

控杭

第九十八條 土管煙突ハ高三十尺ヲ超過スベカラズ但シ堅固ナル鐵製支柱ヲ有スルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ高五十尺迄ト爲スコトヲ得

土管

同接合部

第九十九條 土管煙突ハ其ノ接合部ニ「モルタル」ヲ用キ支柱ニ緊結スベシ

測点

第一百條 第九十五條及第九十八條ノ適用ニ關シテハ煙突ノ高ハ之ニ緊著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第七 強度計算 第一百條 強度計算ニ適用スル各種材料ノ重量ノ最小限左ノ如シ

材	料	重	量 (斤)
煉瓦積		一立方米ニ付	一九〇〇、〇
花崗岩及安山岩		一立方米ニ付	二五〇〇、〇
砂利又ハ碎石ヲ凝テ體トセル「コンクリート」及鐵筋「コンクリート」		一立方米ニ付	二三〇〇、〇
松		一立方米ニ付	五七〇、〇
杉、檜、樅、「オレゴンパイン」、北海道松ノ類		一立方米ニ付	四六〇、〇
鋼		百立方糎ニ付	〇、七八五
瓦葺(葺土ヲ除ク)		一平方米ニ付	六〇、〇

葺土、壁土及漆喰

一立方米ニ付 一六〇〇、〇

水地震度

第百一條ノ二 強度計算ニ於ケル地震ノ水地震度ハ之ヲ〇、一以上ト爲スベシ但シ地方長官建築物ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ増加ヲ命シ又ハ其ノ低下ヲ許可スルコトヲ得

第百二條 強度計算ニ於テ建築物ノ各部分ニ生スベキ應力度ハ各種材料ニ付左ノ限度ヲ超過スベカラズ

力 應

材 料	應力度應張力度應剪力度應曲力度 (一平方糎ニ付) (一平方糎ニ付) (一平方糎ニ付) (一平方糎ニ付)
檜、松、樺、栗	六五、〇 七五、〇 九〇、〇 九〇、〇
ヒバ、オレゴンパイン	六五、〇 七五、〇 七五、〇 七五、〇
材 料	六五、〇 七五、〇 九〇、〇 九〇、〇

度

杉、北海道松ノ類	五〇、〇	五〇、〇	五、〇	五〇、〇
花崗岩	一一〇、〇			一五、〇
硬質安山岩	八〇、〇			九、〇
煉瓦積	二二、〇			
「コンクリート」 「セメント」 砂利又ハ碎石六三	三〇、〇	三、〇	三、〇	三、〇
軟	一、二〇〇、〇 「リベット」ノ 側壓ニ對シテハ 一五〇〇、〇	一、二〇〇、〇	八〇〇、〇	一、二〇〇、〇
鍊鐵	八五〇、〇	八五〇、〇	五五〇、〇	八五〇、〇
鑄鐵	八五〇、〇	二〇〇〇、〇	二〇〇〇、〇	二〇〇〇、〇

前表ニ於ケル「コンクリート」ノ調合ハ客積ヲ以テシ「セメント」ハ五五五キログラムヲ以テ一立方メートル品質特ニ劣等ナリト認ムルモノニ對シテハ地方長官ハ第一項ノ限度ヲ低下セシムルコトヲ得

第百二條ノ二 強度計算ニ於テ鐵筋「コンクリート」構造ノ各部分ニ生スベキ「コンクリート」ノ應力度ハ左ノ限度ヲ超過スベカラズ

應力度 (一平方糎ニ付貯)	應張力度 (一平方糎ニ付貯)	應剪力度 (一平方糎ニ付貯)
應壓強度ノ三分ノ一且應壓強度ノ三十分ノ一且 七〇、〇	七、〇	壓強度ノ三十分ノ一且 七、〇

鐵筋「コンクリート」ニ使用スル「コンクリート」ハ一平方センチメートルニ付九十キログラム以上ノ應壓強度ヲ有スルモノタルベシ、第一項ノ應壓強度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ但シ適當ナル試驗方法ニ依リ「コンクリート」ノ強度ヲ試驗シタルモノニ付テハ此限ニ在ラズ

度力應トーリクンコ

$$F = \frac{2K}{20X}$$

F 「コンクリート」ノ應壓強度
K 商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ試驗方法ニ依リ試驗セル砂人「セメント」ノ四週間後ノ應壓強度
X 水ト「セメント」ノ重量比

寒冷ノ季節ニ施工スル「コンクリート」ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ從ヒ前項ノ應壓強度ヲ減ズルモノトス

地方長官ハ第三項ノ適用ニ關シ「コンクリート」ノ調合ニ付必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命ズルコトヲ得

材ノ強料
度ノ強料
査檢強料

第百二條ノ三 地方長官必要ト認ムルトキハ建築材料ノ提出又ハ強度試驗ノ施行ヲ命ズルコトヲ得

第百三條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於テハ鐵ト「コンクリート」トノ彈率比ヲ十五ト爲スヘシ

應滑力度
比率彈
度力滑應

第百四條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於ケル應滑力度ハ一平方糎ニ付七貯ヲ超過スベカラズ但シ異形鐵筋ヲ使用スル場合ニ在リテハ其

ノ形狀ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ十疋迄ト爲スコトヲ得
 第一百五條 強度計算ニ適用スル各種床動荷重ノ最小限左ノ如シ

床ノ類	動荷重(一平方米ニ付疋)
住家	二五〇
事務室、病院ノ類	三七〇
學校	四二〇
集會所、劇場、寄席ノ類	五〇〇
商品陳列室、陳列館ノ類	五五〇

倉庫、書庫、作業場等ニ付テハ其ノ實況ニ應ズル適當ナル動荷重ニ依ルベシ
 本條ノ動荷重ハ其ノ實況ニ應シ小梁ニ對シテハ其ノ十分ノ一以内ヲ、大梁

床動荷重

杭算式

$$P = \frac{WH}{5D+0.1}$$

P 荷重
 W 錘ノ重量
 H 錘ノ落高(米)
 D 杭ノ最終沈下(米)

ニ對シテハ其ノ十分ノ二以内ヲ、柱ニ對シテハ其ノ十分ノ三以内ヲ、震力計算ニ關シテハ其ノ十分ノ五以内ヲ減スルコトヲ得但シ倉庫、書庫、集會室劇場棧敷、陳列室等ニ對シテハ本項動荷重ノ輕減ヲ爲ス事ヲ得ズ
 第六六條 杭打基礎ニ於ケル杭ニ對スル荷重ハ墜錘ヲ使用スル場合ニ在リテハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ

「コンクリート」杭ニシテ其ノ完全ニ凝結セザルモノニ對シテハ前項ノ算式ヲ適用セズ、前項ノ場合及汽錘ヲ使用シタル場合ニ在リテハ地方長官ハ荷重試験ノ施行ヲ命スルコトヲ得

○市街地建築物法施行規則

第百七條 應壓鐵材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ

$$P = AfC \left(1 - C \frac{l}{r}\right)$$

P 荷重
A 斷面積
fC 第百二條ノ鐵材ニ對スル應壓力度
主要ナル支點間ノ距離
l 斷面ノ最小二次率半徑但シ鐵柱ニシテ其ノ周圍ノ構造ニ依リ撓ミノ方向ニ制限アルモノハ其ノ斷面ノ適當ナル軸ニ對スル二次率半徑ト爲スコトヲ得
C 定數

第百八條 應壓木材ニ對スル荷重ハ左式ニ據リ算定セルモノヲ超過スベ
鋼及鍊鐵ニ在リテハ〇、〇〇三トシ其ノ兩支端回轉自由ナルトキハ〇、〇〇四、鑄鐵ニ在リテハ〇、〇〇五トス

カラズ

$$P = AfC \left(1 - 0.02 \frac{l}{d}\right)$$

第百九條 應壓鐵筋「コンクリート」材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ

$$fC(Ac + 15AS)$$

P 荷重
A 斷面積
fC 第百二條ノ木材ニ對スル應壓力度
主要ナル支點間ノ距離
b 斷面ノ最小徑
fc 第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度
Ac 「コンクリート」ノ有効斷面積
AS 主筋ノ斷面積

○市街地建築物法施行規則

材ト一

$$P =$$

前項有効断面面積ハ其ノ主筋ノ外側線内ノ面積トス
 適當ナル卷筋ヲ有スル應壓「コンクリート」材ニ在リテハ第一項ノ「コン
 クリート」ニ對スル應壓力度ヲ十分ノ二以内増加スルコトヲ得但シ此ノ
 場合ニ於ケル卷筋ノ中心距離ハ八厘ヲ超過スベカラズ
 應壓鐵筋「コンクリート」材ニシテ其主要ナル支點間ノ距離其ノ最小徑ノ
 十五倍ヲ超過スルモノニ在リテハ別ニ適當ナル算式ニ依之ヲ算定スベシ
 第十條 應曲材ニ對スル曲能率ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカ
 ラズ

M材曲應

$$M = fb S$$

S 断面率
 fb 第二條ノ應曲力度
 M 曲能率

Mノ梁丁形矩筋單

$$M = \frac{n^1(3-n^1)}{6} fcbd^2$$

$$M = \frac{3-n^1}{3m} fcbd^2$$

第一百一條 鐵筋「コンクリート」ノ單筋矩形梁又ハ版内ニ中軸ヲ有スル單
 筋丁梁ニ對スル曲能率ハ左ノ各式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ

M 曲能率
 n¹ 中軸比(梁ノ應壓端ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有
 効丈トノ比)
 fc 第二條ノ二ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力
 度
 ft 第二條ノ鐵筋ニ對スル應張力度
 m 對筋比
 b 梁ノ幅
 d 梁ノ有効丈

前項ノ中軸比ハ左式ニ依ル

$$\Omega' = \frac{15}{m} \left(\sqrt{1 + \frac{2m}{15}} - 1 \right)$$

比 軸 中

ノ筋主 度力應或合ノ成構ルス用併ヲMト力壓應

第一百十二條 應壓力ト曲能率トヲ併有スル構材ノ合成應力度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ下ルベカラズ

$$f_c = \frac{M}{S} + \frac{P}{A} \times \frac{1}{1 - G \frac{l}{r}}$$

fc 合成應力度
 M 曲能率
 S 應壓側ニ對スル断面率
 P 應壓力
 A 断面積
 l 主要ナル支點間ノ距離
 r 曲能率ニ依ル断面ノ中軸ニ對スル二次率半徑但シ木材ニ在リテハ曲能率ニ依ル断面ノ中軸ニ直角ナル徑
 G 第一百七條ノ定數但シ木材ニ在リテハ之ヲ〇、〇二トス

前項ノ合成應力度ハ第一百二條ノ應壓力度ヲ超過スベカラズ

第一百十二條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ノ主筋ヲ横斷スル面ニ於テ左式ニ依リ算定スル應剪力度ハ「コンクリート」ノ應壓強度ノ十二分

ノ一以下ニシテ且一平方センチメートルニ付十八キログラムヲ超過セザルモノナルコトヲ要ス

應剪力

$$fS = \frac{S}{bj}$$

fS 「コンクリート」ノ應剪力度
S 剪力
b 梁又ハ版ノ幅但シ丁梁ニ在リテハ梁腹ノ幅
j 應壓中心ヨリ應張中心迄ノ距離

補助筋

第一百十二條ノ三 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ニ生スル應剪力度第一百二條ノ二ノ規定ノ應剪力度ヲ超過スルトキハ其ノ部分ニ左ノ規定ニ依リ繫筋ヲ配置スヘシ

- 一 繫筋ハ應剪力ノ分布ニ從ヒ適當ニ之ヲ配置シ其ノ間隔ハ梁、版等ノ厚ノ三分ノ二ヲ超過セサルコト
- 二 繫筋ハ應張鐵筋外側ヨリ應壓端ニ近ク達セシメ且適當ニ之ヲ碇著スルコト

主筋ヲ適當ニ曲ゲタルモノハ其ノ部分ヲ繫筋ト看做ス

張間開張算

第一百十三條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル梁又ハ版ノ張間ハ其ノ支承物間ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ルモノトス但シ支承物間ノ内法距離ニ梁ノ丈又ハ版ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

梁又ハ版ノ支端ニ持送アル場合ニ於ケル張間ハ持送ノ厚ガ梁又ハ版ノ下端ヨリ度リ梁ノ丈又ハ版ノ厚ノ〇・五倍ニ達スル部分ヨリ之ヲ起算ス但シ地方長官ハ其ノ持送ノ形狀、傾斜ノ狀態等ニ依リ張間起算位置ヲ變更スルコトヲ得

丁梁

第一百十四條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ梁ト版トヲ適當ニ連結シタル場合ニ在リテハ之ヲ丁梁ト看做スル事ヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル丁梁ハ其ノ張間ノ四分ノ一以内、版ノ厚ノ十二倍以内ノ幅ヲ有スルモノトシテ之ヲ算定スベシ

長方

第一百十五條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ縱横ニ鐵筋ヲ有スル長方形版四邊ヲ通シテ支承物ヲ有スル場合ニ於テハ左式ニ依リ算定シタルモノヲ下ラザル範圍内ニ於テ其ノ荷重ヲ兩張間ニ分賦スルコトヲ得

版形

$$Wb = \frac{l^4}{l^4 + b^4} W$$

$$Wl = \frac{b^4}{l^4 + b^4} W$$

W 等布荷重

l 一方ノ張間

b 直角ナル張間

l 張間トスルモノニ分賦スル等布荷重

d 張間トスルモノニ分賦スル等布荷重

第一百十六條 削除

第一百十七條 削除

第四章 防火地區

種類 第一百十八條

外壁 第一百十九條

突出部 第一百二十條

防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス

甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スベシ

甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ

不燃材料ヲ以テ構成スベシ

窓

出

入

口

第一百二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ左ノ各号

ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸ヲ設クベシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ

其ノ面積三十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ屋根、床、柱及階段耐火構

造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建

築線道路境界線ト一致セザル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線

ト看做ス

二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六間未滿ナルトキ

三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ

但シ梓、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限

ニ在ラズ

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ規定

ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス

○市街地建築物法施行規則

屋 第一百二十二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ハ耐火構造ト爲スベシ但

根

シ厚一寸五分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ノ有スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

持殊耐火構造

第百二十三條

甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スベシ

一 建築面二百坪以上ニシテ階數二以上ノモノ

二 建築面積百坪以上ニシテ階數三以上ノモノ

三 階數四以上ノモノ

甲種緩和

第百二十四條

甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セザルモノハ其ノ高十八尺ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セザル場合ニ限リ

乙種防火地區内ニ在ル建物ニ關スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危險ノ虞アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

外壁

第百二十五條

甲種防火地區内ニ在ル牆壁ハ不燃材料ヲ以テ構成スベシ

第百二十六條

乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スベシ

準耐火構造

第百二十七條

前條ノ準耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ

一 鐵骨造ニシテ外部ニ生子板張ト爲シタルモノ

二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ヲ爲シタルモノ

イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用キ其ノ厚三寸以上ノモノ

ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント、モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ

ハ 厚一寸二分以上ノ「セメント、モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗ニ「セメント、モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシ厚合計一寸二分以上ノモノ

ホ 木骨土藏造ニシテ塗土、漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモノ

三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

出突

第百二十八條

乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋簷、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スベシ

第百二十九條

乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ左ノ各號

ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸ヲ設クベシ但シ鐵骨網
 入硝子造ニシテ其ノ面積四十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ其ノ屋根、
 床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニアリテハ此限ニアラズ
 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニアルトキ但シ建
 築線道路境界線ト一致セザル場合ニアリテハ建築線ヲ以テ道路境界線
 ト看做ス
 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナルトキ
 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置ニアルトキ
 但シ梓組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ
 アラズ
 公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ適用ニ
 於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス
 根屏
 第百三十條 乙種防火地區内ニアル建物ノ屋根ヲ金屬板ヲ以テ被覆スルト
 キハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成スベシ

出入口窓

外地區
建物ニ

第百三十一條 削除

第百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對
 シ防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防
 火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限
 ニ在ラズ

兩區
建物ニ

第百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ亘ル場合ニ在リテハ其
 ノ全部ニ對シ甲種防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物
 ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ
 部分ニ付テハ此ノ限ラズ

防火
壁

第百三十四條 前二項ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

其他
命令

第百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ關シ本令ノ規定ノ外
 火災豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

緩
 第百三十五條ノ二 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用
 ニ供スルモノニ付第百十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラズ必要ナル

和 命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五章 美觀地區

第三百三十六條 地方長官ハ美觀地區内ニ在ル建築物ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ除却、改修其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第三百三十七條 地方長官ハ美觀地區内ニ建築スル建築物ノ意匠ニ關スル設計ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ設計ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三百三十八條 地方長官美觀上必要アリト認ムルトキハ美觀地區内ニ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ノ建築物ノ高、軒高又ハ外壁ノ材料及主色ヲ指定スルコトヲ得

第三百三十九條 地方長官前三條ノ措置又ハ指定ニシテ重要ナリト認ムル事項ニ關シテハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
第三百四十條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ外部汚損セルトキハ速ニ之ヲ修理

修理「スベシ

第三百四十一條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ排水管、排氣管、暖房鐵管、瓦斯管及煙突ノ類ハ特ニ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ道路、廣場又ハ公園ニ面スル壁面ニ露出セシムルコトヲ得ズ

第三百四十二條 美觀地區内ニ在ル建築敷地ニシテ未ダ建築物ナキモノ又ハ建築工事著手中ノモノハ板塀ノ類ヲ以テ體裁ヨク之ヲ圍繞スベシ但シ適當ナル整理ヲ爲シ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 工事執行

第三百四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ノ新築、増築、改築又ハ移轉ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ建築物ノ用途ヲ變更シテ第一號又ハ第五號ニ充テムトスルトキ亦同ジ

一 市街地建築物法第十四條ノ建築物
二 防火地區及美觀地區内ノ建築物
三 鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造、鐵造、石造、煉瓦造、木骨造其ノ他

建築物

- 木造ニ非ザル建築物
- 四 階數三以上ノ建築物
- 五 前各号ニ掲クルモノ、外地方長官ノ指定スル建築物
- 高四「メートル」ヲ超ユル擁壁ノ築造ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第四百四十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ハ地方長官ニ届出ヅベシ

届出建築物

- 一 前條ニ該當セザル建築物ノ新築
- 二 前條ニ該當セザル建築物ノ増築、改築又ハ移轉
- 三 前條第一項第一號乃至第四號ノ建築物ニシテ其ノ床面積百平方「メートル」ヲ超ユルモノ、大修繕又ハ大變更
- 四 高二「メートル」ヲ超ユル擁壁ノ築造

第四百四十四條ノ二 地方長官ハ輕微ナル事項ニ付前二條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

建築 第四百四十五條 地方長官第四百四十三條ノ認可申請ニ付支障ナシト認ムルト

認可竣工工程

キハ建築認可證ヲ交付スベシ
第四百四十六條 第四百四十三條及第四百四十四條ノ建築工事竣工シタルトキ及地方長官ノ特ニ指定シタル工程ニ達シタルトキハ地方長官ニ届出ヅベシ

使用認可證

第四百四十七條 地方長官第四百四十三條ノ建築物竣工ノ届出ヲ受ケ支障ナシト認メタルトキハ遲滞ナク建築物使用認可證ヲ交付スベシ似シ申請者ノ請求ニ依リ建築物ノ竣工セル部分ニ對シ使用認可證ヲ交付スルコトヲ得
第四百四十八條 地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲ派シ建築物及建築工事ヲ臨檢セシムルコトヲ得

臨檢

前項ノ場合ニ於テ臨檢者ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ
第一項ノ場合ニ於テ建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者檢査ニ必要ナル準備ヲ命ゼラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
前項準備ノ費用ハ建築主又建築物所有者ノ負擔トス

工事取縮

第四百十九條 地方長官ハ建築工事ノ認可申請、届出又ハ變更ノ手續其ノ他建築工事ノ取縮ニ關シ本則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

緩和區域ノ別取扱

第四百十九條ノ二 第七條乃至第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條乃至第百十五條、第百三十六條乃至第百四十二條及第百四十四條第二號乃至第四號ノ規定ハ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用セズ
地方長官特別ノ事由アリト認め内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ前項ノ指定區域ニ付命令ヲ以テ建築物ノ種類又ハ地區ヲ指定シ前項ニ掲グル條項ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ妨ケズ

附 則

本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前市街地建築物法施行令第三十二條ノ規定ニ依ル指定アリタル區域ハ第四百十九條ノ二ノ規定ニ依ル内務大臣ノ指定アリタルモノト看做ス

市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區規則

(大正十二年七月二十八日 内務省令第二十三號)

特別地域ニ

第一條 工業地域内ニ特別地區ヲ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ特別地區内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ地方長官保安上危險ノ又ハ衛生上有害ノ虞ナシト認めムルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 銃砲火藥類取縮法施行規則ノ火藥庫
- 二 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場

- イ 銃砲火藥類取縮法ノ火藥類ノ製造但シ銃砲火藥類取縮法施行規則第四十四條第二項ノ火工品ヲ除ク
- ロ 硝化纖維素、「セルロイド」、鹽素酸塩類、過塩素酸鹽類、「ピクリン」

限ラルル

酸、「ピクリン」酸塩類、黃磷、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「アセトン」、「ペンゾール」、「キシロール」、「トルオール」又ハ「テレピン」油ノ製造
ハ 石油類、塩化硫黄、硫酸硝酸、弗化水素、「クロール」石炭、「チアン化合物、砒素化合物、水銀化合物、亞硫酸塩類及動物質肥料ノ製造動物質原料ノ化製

三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危険ノ又ハ衛生上有害ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

甲種地區ニ限ラル

第二條 工業地域内特別地區ノ全部又ハ一部ヲ甲種特別地區ニ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各号ノ一該當スルトキハ甲種特別地區内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ
一 前條第一號又ハ第二号イ若ハロニ該當スルモノ
二 前條ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

乙種地區

併用

第三條 工業地域内特別地區ノ全部又ハ一部ヲ乙種特別地區ニ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ乙種特別地區内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ
一 第一條第二號ハニ該當スルモノ
二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官著シク衛生上有害ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏、又ハ處理ニ供スルモノ
第四條 前三條中二條ノ規定ノ適用ヲ併セ受クル建築物ヲ建築セムトスル場合ニ在リテハ地方長官其ノ建築スベキ地區ヲ指定ス

附則

本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則

六 市街地建築物法施行令第三條第二号ロ、ハ又ハニノ物品ノ製造、貯藏

又ハ處理ニ供スル建物

前項第一号及第二号ノ建物内ニ設クル舞臺ノ床及屋根竝第四號及第六號ノ建物ノ屋根ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ耐火構造ト爲サザルコトヲ得
第一項第六號ノ建物ニ付テハ地方長官物品ノ數量及周圍ノ狀況ニ依リ制限ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ得

第二條 左ノ各号ノ一ニ該當スル建物ヲ建築スルトキハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スベシ

- 一 劇場、活動寫真館、演藝場、觀物場及之ニ類スル建物ニシテ觀客定員五百人以上ノモノ
- 二 集會場、公會堂及之ニ類スル建物ニシテ收容定員七百五十人以上ノモノ
- 三 旅館、下宿屋、寄宿舎、貸座敷、常設展覽會場、百貨店、勸工場及之ニ類スル建物ニシテ階數三ノモノ

- 四 揮發石油ヲ使用スル自動車ノ車庫ニシテ其ノ室面積十五坪以上ノモノ
 - 五 倉庫ニシテ階數二且建築面積百坪以上ノモノ但シ地方長官用途ニ依リ支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ建物ニ付テハ市街地建築物法施行規則第二百二十條及第二百二十一條ヲ準用ス

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建物ヲ建築スルトキハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スベシ

- 一 劇場、活動寫真館、演藝場、觀物場及之ニ類スル建物ニシテ觀客定員二百五十人以上ノモノ
 - 二 集會場、公會堂及之ニ類スル建物ニシテ收容定員五百人以上ノモノ
 - 三 揮發石油ヲ使用スル自動車ノ車庫ニシテ其ノ室面積五坪以上ノモノ
- 前項ノ建物ニ付テハ市街地建築物法施行規則第二百二十八條及第二百二十九條ヲ準用ス

第四條 建物ニシテ其ノ一部ヲ第一條乃至第三條ノ建物ト同種ノ用途ニ供

○市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則

一部
供用
スルモノニ付テハ其ノ部分ニ對シ第一條乃至第三條ノ規定ヲ準用ス但シ
地方長官必要ト認ムルトキハ其ノ他ノ部分ニ對シ防火上相當ナル構造
備ヲ命ズルコトヲ得

假設
第五條 假設的ノ建物ニ付テハ地方長官支障ナシト認ムルトキハ期限ヲ付
シ本則ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

用變
第六條 本則ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建物ノ用途ヲ定メ又ハ建物ヲ他ノ
用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建物ヲ建築スルモノト看做ス

和緩
第七條 本則ハ市街地建築物法施行規則第四百九條ノ二ノ規定ニ依リ内
務大臣ノ指定スル區域ニ對シテハ之ヲ適用セズ
地方長官特別ノ事由アリト認メ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ前項ノ
指定區域ニ付命令ヲ以テ建築物ノ種類ヲ指定シ本則ノ規定ヲ適用スルコ
トヲ妨グズ

附 則

本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前市街地建築物法施行令第三十一條ノ規定ニ依ル指定アリタル區
域ハ市街地建築物法施行規則第四百九條ノ二ノ規定ニ依ル内務大臣ノ指
定アリタルモノト看做ス

○市街地建築物法施行細則
第一條 本法ニ於テ法ト稱スルハ市街地建築物法、施行令ト稱スルハ市街地建築物法施行令、規則ト稱スルハ市街地建築物法施行規則ヲ謂フ
第二條 本令ニ於テ通路ト稱スルハ幅員二、七四メートル未満ノモノヲ謂フ
第三條 法、施行令、規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ建築線又ハ建築物ノ所在地所轄警察署ヲ經由スベシ
第四條 建築ニ關シ他ノ法令ニ依リ知事ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ願届ト同時ニ本令ニ依ル手續ヲ爲スベシ
第五條 建築主法適用區域外ニ居住スル場合ニ在リテハ建築工事管理者ヲ定ムベシ

市街地建築物法施行細則

(昭和十年七月二十日
ノ分縣令第四十七号)

第一章 總 則

- 第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ市街地建築物法、施行令ト稱スルハ市街地建築物法施行令、規則ト稱スルハ市街地建築物法施行規則ヲ謂フ
- 第二條 本令ニ於テ通路ト稱スルハ幅員二、七四メートル未満ノモノヲ謂フ
- 第三條 法、施行令、規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ建築線又ハ建築物ノ所在地所轄警察署ヲ經由スベシ
- 第四條 建築ニ關シ他ノ法令ニ依リ知事ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ願届ト同時ニ本令ニ依ル手續ヲ爲スベシ
- 第五條 建築主法適用區域外ニ居住スル場合ニ在リテハ建築工事管理者ヲ定ムベシ

○市街建築物法施行規則

第六條 法、施行令、規則又ハ本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲ス者未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス

前項ノ申請又ハ届出ヲ爲ス者法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所々在地方及代表者ノ氏名ヲ記載スベシ申請書又ハ届書ニ記載スベキ氏名法人ナルトキ亦同シ

第七條 申請又ハ届出ノ事項ニ關シ必要アリト認ムルトキハ本令ニ規定ナキ場合ト雖別ニ書類ノ提出ヲ命スルコトアルベシ

第八章 施行令第一條第一号ニ依リ指定スル建築物左ノ如シ

- 一 舞踏場
- 二 料理屋
- 三 施行令第三條第二號(ロ)ノ物品ヲ原料トスル物品ノ製造所又ハ加工場

四 施行令第三條第二號(ワ)ノ物品ヲ原料トスル物品ノ製造所又ハ加工場ニシテ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スルノ虞アルモノ

第三章 建築線

第九條 行政廳ノ管理ニ屬スル通路ニ在リテハ其ノ中心線ヨリ兩側各一、三七メートルノ距離ニ在ル線ヲ以テ建築線トス

行政廳ノ管理ニ屬セサル通路又ハ建築線ニ接セサル土地ヲ建築敷地ニ爲サントスルトキハ建築線ノ指定ヲ受クベシ

公益上必要アリト認ムルトキハ別ニ建築線ヲ指定スルコトアルベシ

第十條 左ニ掲クル建物ハ其ノ壁面ヲ主要出入口ニ面スル建築線ヨリ左ノ通後退セシムベシ但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ此限ニ在ラス

- 一 劇場、活動寫真館、演藝場、觀物場、集會場、公會堂其ノ他之ニ類スルモノ

定 二百人以上 二、七四メートル以上

五百人以上 三、六〇メートル以上
一千人以上 四、五〇メートル以上

二 百貨店其ノ他之ニ類スルモノ

床 面積

一千五百平方メートル以上 二、七四メートル以上

三千 平方メートル以上 三、六〇メートル以上

四千五百平方メートル以上 四、五〇メートル以上

三 公衆浴場、市場其ノ他之ニ類スルモノニ在リテハ一、八メートル以上

前各號ニ該當セサル建物ニシテ必要アリト認ムルトキハ別ニ壁面ノ位置ヲ指定スルコトアルベシ

第十一條 建築線ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示ス但シ申請ニ基クモノナルトキハ申請者ニ對スル指令ノ交付ヲ以テ告示ニ代フルコトアルベシ之ヲ變更若ハ廢止シタルトキ亦同シ

第四章 工事執行

第十二條 規則第四百三十三條第一項第五号ニ依リ指定スル建築物左ノ如シ

一 施行令第一條乃至第三條ニ該當スルモノ

二 公會堂、寄宿舎、百貨店、勸工場、公衆浴場、市場、集合住宅、下宿屋

三 他ノ法令ニ依リ建築物ノ位置、構造設備又ハ敷地ニ關シ知事ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノ

四 土地面積三千平方メートル以上災害ニ罹リタル地區ニ於テ罹災後三ヶ月以内ニ建築工事ニ着手セントスルモノ

第十三條 規則第四百三十三條ノ認可ヲ受ケントスルモノハ左ノ事項ヲ具シタル申請書ニ圖面並設計書ヲ添附シ正副二通ヲ提出スベシ第五号乃至第九號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 建築主ノ住所、氏名
- 二 敷地所有主ノ住所、氏名

- 三 建築工事設計者、工事請負人、工事監督者ノ住所、氏名
- 四 建築工事管理者ヲ定メタルトキハ其ノ住所、氏名
- 五 敷地ノ地名、地番及敷地面積
- 六 申請ノ要旨（新築、増築、改築又ハ移轉ノ別）
- 七 建築物ノ主要用途（自動車々庫、工場ニ在リテハ事業ノ種別、倉庫ニ在リテハ自家用、倉庫業用ノ區別等）
- 八 地域、地區
- 九 建築物ノ概要（構造種別、高、軒高、軒出、階數、各階面積及其ノ合計）
- 既存建築物アルトキハ其ノ各階面積ト申請ニ係ル各階面積トヲ區別スベシ
- 十 起工及竣工ノ豫定期日
- 建築物敷地他人ノ所有ニ屬スルトキハ其ノ連署又ハ承諾書ヲ添附スベシ

第三號、第四號ニ依リ定メラレタル者不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルベシ

第十四條 建築敷地左ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ當該管理者（管理者ナキトキハ其ノ代表者）ノ許可又ハ承認ヲ證スベキ書類ヲ添附スベシ

- 一 道路（法第二十六條第二項ノ道路）、廣場、河川、港灣、公園其ノ他官公有ノ土地又ハ水面ヲ使用シテ建築スルモノ
- 二 耕地整理組合ノ地區内ニシテ其ノ工事着手前ニ建築スルモノ

第十五條 第十三條第一項ノ圖面ハ左記各号ニ依ルベシ

- 一 見取圖（敷地附近ノ主要道路ヲ含ム一圓ノ土地、道路ノ幅員、敷地境界線、敷地内建築物ノ位置及方位）縮尺六百分ノ一又ハ千二百分ノ一
- 二 配置圖（敷地境界線ノ寸法、道路、建築線、建築物ノ配置及其ノ寸法、井戸、水路、方位等ヲ明示ノコト）縮尺百分ノ一、二百分ノ一、三百分ノ一又ハ六百分ノ一
- 三 各階平面圖（各室ノ用途、大方及其ノ寸法）縮尺五十分ノ一、百分

- ノ一又ハ二百分ノ一
- 四 立面圖（縮尺五十分ノ一、百分ノ一又ハ二百分ノ一）
 - 五 断面圖（建築物ノ高、軒高、軒出、階高、床高、基礎、關係道路及建築線等ヲ明示ノコト）縮尺二十分ノ一又ハ五十分ノ一
 - 六 各階床伏圖（縮尺五十分ノ一、百分ノ一又ハ二百分ノ一）
 - 七 小屋伏圖（縮尺五十分ノ一、百分ノ一又ハ二百分ノ一）
 - 八 構造上主要ナル部分ノ詳細圖（縮尺十分ノ一又ハ二十分ノ一）
- 法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物、耐火構造規則ノ適用アル建築物又ハ規則第四百九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ指定シタル建築物以外ノ建築物ハ第四號、第六号乃至第八号ノ圖面ヲ省略スル事ヲ得
- 第一項第二號、第三號ノ圖面ハ敷地内ニ既存建築物アルトキハ着色其ノ他ノ方法ニ依リ申請ニ係ル部分ト區別スベシ
- 第十六條 第十三條第一項ノ設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 圖面ニ示シ難キ構造設備、材料ノ種類、寸法其他仕様ノ概要

- 二 鐵骨造建築物、鐵筋「コンクリート」造建築物其ノ他特殊ノ構造ノモノニ在リテハ其ノ構造及強度計算
- 三 暖房、換氣、避雷、給水其ノ他特殊ノ設備アルモノハ其ノ構造及仕様ノ概要

第十七條 法、施行令又ハ規則ニ依リ許可ヲ受クベキ建築物ニ對シテハ第十三條乃至第十六條ノ規定ヲ準用ス施行令第三條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルモノハ前項ニ依ルノ外現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在シタル建築物ノ建築面積、床面積及常時使用スル原動機ノ馬力合計數ヲ記載スベシ

第十八條 規則第四百四十四條第一項第一號ノ建築届出ニ付テハ第十三條乃至第十六條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 左記各号ノ一ニ該當スル建築物ニ付テハ建築ノ申請又ハ届出ヲ要セズ

- 一 木造建築物ニシテ建築面積十五平方メートル、高四メートル以下

ノ物置、渡廊下及雞舍ノ類

二 高二メートル以下ノ牆壁又ハ高三メートル以下ノ門戸ノ類

三 工所用ノ假小屋、假圍及假足代

第二十條 規則第四百十六條、第四百十七條ノ規定ハ許可ヲ受ケタル建築物ニ對シ之ヲ準用ス

第二十一條 規則第四百十三條ノ認可又ハ同第四百十四條ノ届出ヲ要スル建築物ニシテ法、施行令又ハ規則ニ依リ別ニ許可、認可又ハ承認ヲ要スル事項アル場合ニ在リテハ規則第四百十三條ノ認可申請書又ハ同第四百十四條ノ届書ニ其ノ旨併記スベシ

前項ノ場合ニ於テハ建築認可證又ハ建築届調査證ノ交付ヲ以テ法、施行令又ハ規則ニ依リ許可、認可又ハ承認ヲ併セ爲シタルモノト看做ス

第二十二條 第十三條、第十七條、第十八條、第二十一條及第二十八條ノ申請又ハ届出ニシテ支障ナシト認ムルトキハ其ノ副本ニ第一號様式ニ依ル證印ヲ爲シ之ヲ交付ス

第二十三條 規則第四百十七條ノ規定ニ依リ交付スル建築物使用認可證ハ

第二號様式ニ依ル

第二十四條 建築ノ許可又ハ認可ヲ受ケ若ハ届出ヲ爲シタル建築物ノ建築ヲ取止メタルトキハ其ノ旨遲滞ナク届出ツベシ

前項ノ場合ニ於テハ證印ヲ受ケタル副本ヲ返納スベシ

第二十五條 建築線ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左ノ事項ヲ具シタル申請書ニ圖面ヲ添附シ正副二通ヲ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所、氏名
 - 二 關係土地ノ地名、地番
 - 三 關係土地所有者、管理者又ハ使用權者ノ住所、氏名
 - 四 申請ノ理由
 - 五 申請ニ係ル建築線ノ長及建築線間ノ距離
- 關係土地他人ノ所有ニ屬スルトキハ其ノ連署又ハ承諾書ヲ添附スベシ

第二十六條 前條第一項ノ圖面ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 指定申請建築線附近ノ主要道路ヲ含ム一圓ノ土地ノ状態及地名、地番
 - 二 關係土地ノ境界線
 - 三 指定ヲ受ケントスル建築線ノ位置、長、建築線間ノ距離及標示方法
 - 四 指定ヲ受ケントスル建築線ニ接續スベキ道路ノ位置及幅員
 - 五 建築物ノ配置其ノ他ノ状態
 - 六 方位及縮尺
- 前項ノ圖面ニ既設建築線アルトキハ其ノ指定年月日、指令番号、位置及其ノ間ノ距離ヲ明示着色其ノ他ノ方法ニ依リ申請ニ係ル部分ト區別スベシ

第二十七條 建築線ヲ變更若ハ廢止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ前二條ニ準シ申請スベシ

第二十八條 法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更ノ

際現ニ建築工事中ノ建築物又ハ工事ニ着手セサルモ設計アル建築物ヲ建築セントスルモノハ三十日以内ニ本令ニ準シ申請又ハ届出ヲ爲スベシ

既存建築物ニシテ地域若ハ地區ノ指定若ハ變更ノ際施行令第一條乃至第三條ニ該當スルモノハ三十日以内ニ届出ツベシ

第二十九條 規則第四百四十六條ノ規定ニ依リ工程ヲ指定スルコト左ノ如シ

- 一 起工シタルトキ
- 二 鐵筋「コンクリート」工事ニシテ基礎、各階床及屋根ノ配筋ニ着手シタルトキ

三 鐵骨工事ニシテ基礎工事及鐵骨ノ建方ニ着手シタルトキ

四 前各号ノ外特ニ指示シタル工程

第三十條 輕微ナル用途ノ變更又ハ建物ニ非サル建築物ニ對シテハ規則第四百四十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十一條 規則第二十七條第四項ノ規定ニ依ル區域ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十二條 第二十六條第一項第三號ノ標示ハ不朽材料ヲ以テ建築線指定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ土地ノ狀況ニ依リ標示シ難キ事情アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ標示ニシテ石又ハ「コンクリート」ヲ以テ之ヲ爲ス場合ハ大方十センチメートル、長五十センチメートル以上トシ地盤面ヨリ約十五センチメートル露出セシムベシ

第一項ノ標示完了シタルトキハ其ノ旨届出ヅベシ

第三十三條 建築線ノ標識ハ當該官吏又ハ吏員立會ノ上移動スル場合ノ外之ヲ移動セシムルコトヲ得ズ

第三十四條 建築工事中ハ建築場ニ第三號様式ニ依ル標札ヲ掲ゲ且ツ申請書又ハ届書ノ副本ヲ備へ當該官吏又ハ吏員ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ

第三十五條 建築ノ許可又ハ認可ヲ受ケタル建築物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ取消スコトアルベシ

一 虚偽ノ申請ヲ爲シタルモノナルトキ
二 起工期日ヨリ三月以内ニ工事ニ着手セザルトキ
第三十六條 規則第四百十四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル建築物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ届出ノ効力ヲ失フ

一 虚偽ノ届出ヲ爲シタルモノナルトキ
二 起工期日ヨリ三月以内ニ工事ニ着手セザルトキ但シ相當ノ理由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 建築工事左記各号ノ一ニ該當スルトキハ工事ノ中止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 保安上危険ト認ムルトキ
- 二 衛生上有害ト認ムルトキ
- 三 法、施行令、規則又ハ本令若ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ工事ヲ爲シタルトキ
- 四 其ノ他工事取締上必要アリト認ムルトキ

第三十八條 規則第四百四十八條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル證票様式

第 號	昭和 年 月 日	交付
官 職 氏 名	印 廳	
裏面	市街地建築物法施行規則	
第四百四十八條	地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲ派シ建築物及建築工事ヲ臨檢セシムルコトヲ得	
前項ノ場合ニ於テ	臨檢者ハ其ノ證票ヲ携帶スベシ	
第一項ノ場合ニ於テ	建築工事請負人、建築	
工事管理者又ハ建築主、所有者若ハ占有者檢査ニ必	要ナル準備ヲ命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得	
ズ前項ノ準備費用ハ建築主又ハ建築物所有者ノ負擔	トス	

縦七、五センチメートル、横九、一センチメートル、中央ノ線ヨリ二ツ折リトシ表面ニ「建築臨檢票」ト記ス

第一号様式

直徑〇、四八センチメートル

保健第 號	昭和 年 月 日	建築認可證
大分縣		
保健第 號	昭和 年 月 日	建築許可證
大分縣		
保健第 號	昭和 年 月 日	建築届調査證
大分縣		

○市街建築物法施行規則

第二號様式

縦 十五センチメートル
横 十センチメートル

一一三

(面 表)

昭和 年 月 日	保建第
	號
建築物使用認可證	
大分縣	

(面 裏)

摘要			主築建
備考	主 要 用 途	所 在 地 建 築 物	昭 和 年 月 日 建 築 可

○市街建築物法施行規則

一一一

露光量違いの為重複撮影

市街建築物法施行細則

第三號様式 (六社) 修正他ノ板組

一五

建築主 住所	氏	名
昭和 年 月 日	保 建 第 號	建築 許 可 済 届 調 査

縦 五一、五センチメートル
横 二、一二センチメートル

◆本社発行の出版物

- 一、材木才積要覧 (二 版) 一冊 五拾 錢
- 一、婦 人 新 聞 (毎月三回) 一ヶ月 十 二 錢
- 一、道路工事執行令及細則(附記請負人名録) 一冊 十 錢
- 一、市街地建築物法令集 〃 二 拾 錢
- 一、建築申請其他諸届用紙 百枚 六 拾 錢
- 一、建築設計用紙 (日本紙) 千枚ニ付 三圓五拾錢

369

54

昭和十年八月二十日印刷
昭和十年八月廿五日發行

【定價貳拾錢】

大分市勢家七本木八〇四ノ二

編輯兼
發行人 永 木 宗 平

大分市勢家七本木八〇四ノ二

發行所 土木建築木材新聞社

電話一二八四番

終

